

令和8年度観光プロダクト開発促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 広島県で「観光客が訪れたいくなるような魅力的で広域周遊に資する持続的な観光プロダクト」の新規開発またはブラッシュアップをする者に対して、一般社団法人広島県観光連盟（以下「HIT」という。）が予算の範囲内において補助金を交付するものである。その交付に関しては、一般社団法人広島県観光連盟補助金等交付規程（以下「規程」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 観光プロダクト

観光客が訪れたいくなるような魅力的で広域周遊に資する持続的な観光商品をいう。

(2) 観光プロダクト開発

前号に規定する観光プロダクトを国内・海外の観光客向けに、開発し、販売することをいう。

(3) 観光プロダクトのブラッシュアップ

既に販売されている観光プロダクトについて、内容の改善・充実や、受入人数及び催行日数の拡大等により補助対象事業として要件を満たす事業規模の水準に引き上げることをいう。

(補助金交付の対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次のいずれかとする。

(1) 国内・海外の観光客の誘客促進に積極的に取り組む県内の市町、観光協会、商工会議所、商工会、地域DMO、その他法人及び個人事業主並びに特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人であり、事業主体として実施する者。

(2) (1)を主な構成員として構成された協議会等の団体であり、自ら事業主体として実施する者。

(補助金交付の対象事業等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は別表1に掲げる事業のうち、次に掲げる要件のすべてを満たす事業とする。

(1) 1回あたりの受入人数の最大が20名以上であること。

(2) 年間の催行日数の見込みが90日以上であること。

(3) 県内全域の観光を面的に盛り上げるため県内23市町と連携し、観光プロダクトの開発を支援するプラットフォーム（以下「HYPP（ハイプ）」という。）への参加及びHYPPが派遣する専門家（以下「専門家」という。）の事前アドバイスを受け、専門家に事業が本補助金の趣旨に沿っていると判断されること。

(4) 県内の市町が申請する場合以外は、補助事業の内容について、当該事業を実施する市町の担当部署に事前に相談し、必要な助言を受けていること。

- 2 補助対象経費及び補助上限額、補助率並びに最低事業費は、別表1に掲げるとおりとする。なお、補助事業における補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）に対して、他の団体又は個人からの寄附金、負担金、補助金及びそれらに類する収入等がある場合は、補助金交付の対象としない。
- 3 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業において開発した観光プロダクトの売上により、収益を得ることができる。ただし、第13条に規定する交付決定の取消し（第13条第1項第4号に規定する場合を除く。）を受けた場合にあってはこの限りでない。

（交付の申請）

第5条 規程第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとし、その提出はデータ形式とする。

- 2 規程第3条第1項の規定により、補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。
 - （1）別記様式第1号別紙1による事業計画書
 - （2）別記様式第1号別紙2による収支予算書
 - （3）別記様式第1号別紙3による事業経費支出内訳書及び事業収入内訳書
 - （4）補助金交付申請額の算定の根拠となる見積書等の写し
 - （5）別記様式第1号別紙4による事業者概要
 - （6）任意様式による開発する観光プロダクトの事業内容
 - （7）「登記簿謄本（履歴事項全部証明書）」または税務署に提出した「個人事業の開業・廃業等届出書」の写し
 - （8）国税及び県税に未納がないことの証明書
 - （9）定款、会則、寄付行為若しくはこれに類する規約等の写し（個人事業主を除く。）
 - （10）その他一般社団法人広島県観光連盟会長（以下「会長」という。）が必要と認める書類
- 3 補助金の交付を申請しようとする者は、前項の補助金の交付申請をするに当たって、別記様式第1号の補助金交付申請額には、補助対象経費に5分の4を乗じた額又は、補助上限額（1,000万円）の、低い方の額を上限とした金額で申請しなければならない。なお、申請額に1万円未満の金額が含まれる場合、切り捨てて申請すること。
- 4 会長は、補助金交付申請書の内容について、必要があると認めるときは、県内の市町に対し、内容の確認を行うことができる。

（交付の決定）

第6条 規程第3条第1項の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、規程第4条第1項の規定により補助金の交付を決定し、規程第6条の規定により、補助金の交付を申請した者に対し速やかに通知するものとする。

（交付の条件）

第7条 規程第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業を実施する際は、HYPPの専門家の助言を受けること。
- (2) 補助事業において開発した観光プロダクトは、短くとも令和14年3月31日までは販売すること。
- (3) 補助事業の内容の変更（別表2に掲げる軽微な変更を除く。）をしようとする場合は、あらかじめ、別記様式第2号による計画変更承認申請書1部を会長に提出し、その承認を受けること。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、別記様式第3号による計画中止（廃止）承認申請書1部を会長に提出し、その承認を受けること。
- (5) 災害等により、補助事業が補助対象期間内に完了する見込みがなくなったとき又はその遂行が困難となったときは、別記様式第4号による補助事業遅延等報告書1部を会長に提出し、その指示を受けること。

（申請の取下げ）

第8条 規程第7条第1項の規定による申請の取下げをすることのできる期限は、規程第6条の通知を受けた日から起算して14日を経過した日迄とする。

（状況報告）

第9条 会長から事業の遂行状況の報告を求められたときは、規程第10条の規定により、別記様式第5号による補助事業状況報告書1部を速やかに会長に提出しなければならない。

- 2 観光プロダクトの販売開始後は、令和14年3月31日までの毎年4月1日から翌年3月31日までの実施状況について、別記様式第5号による補助事業状況報告書1部を別表3に掲げる期日までにHITへ提出すること。なお、提出期限が土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「土日祝日」という。）の場合は、その直前の営業日を提出期限とする。

（実績報告）

第10条 規程第12条の規定による補助事業実績報告書の様式は、別記様式第6号のとおりとし、その提出期限は、当該補助事業の完了した日若しくは当該補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して10日を経過した日とする。ただし、提出期限が土日祝日の場合は、その直前の営業日を提出期限とする。

- 2 規程第12条の規定により補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。
 - (1) 別記様式第6号別紙1-1による事業実施報告書
 - (2) 別記様式第6号別紙1-2による観光プロダクトの概要
 - (3) 別記様式第6号別紙2による収支決算書
 - (4) 別記様式第6号別紙3による事業経費支出内訳書及び事業収入内訳書
 - (5) 支出内容及び支出金額が確認できる書類（支出根拠書類）
 - (6) 事業の実施状況が分かる説明資料（写真やパンフレット等）
 - (7) テストマーケティングの概要及び結果

- (8) 別記様式第7号による概算払報告書(補助金の概算払を受けている場合)
- (9) 財産管理台帳(処分の制限対象となる取得財産がある場合)
- (10) その他会長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第11条 補助金は、規程第13条の規定により補助金の額を確定し、規程第15条の規定により交付するものとし、補助事業者は、別記様式第8号により補助金の交付を請求するものとする。

- 2 規程第16条第1項の規定による概算払は、県内の市町、観光協会、地域DMOが事業主体となる補助事業のみ、適用するものとする。

(交付の特例)

第12条 規程第16条第2項の規定による概算払交付請求書の様式は、別記様式第9号のとおりとする。

(交付決定の取消し等)

第13条 会長は、第7条第4号の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第6条の交付の決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、この要綱又はこの要綱に基づく会長の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (5) 申請内容、報告内容に虚偽があった場合

- 2 会長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
- 3 会長は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

(帳簿等の保存期間)

第14条 規程第21条の規定による帳簿及び書類を保存しなければならない期間は、当該補助事業の完了の日から起算して5年を経過した日の属するHITの会計年度の末日までとする。

(財産の処分の制限)

第15条 補助金により取得し、又は効用の増加した機械、器具、備品その他の財産(以下「取得財産等」という。)については、その台帳(財産管理台帳)を設け、補助事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 規程第22条の規定による処分の制限のある取得財産等は次に掲げるとおり。

(1) 不動産及びその従物

(2) 1件当たりの取得価格又は効用の増加額が50万円以上の機械及び重要な器具

(3) その他会長が補助金等の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの

3 規程第22条の規定による財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令15号）に定める期間とし、同省令に定めのない財産については、会長が別に定める期間とする。

(その他必要な事項)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。

別表1（第4条関係）

補助事業	補助対象経費	補助率等
観光プロダクト開発及びブラッシュアップのための事業	補助事業に要する経費のうち、 ・プロダクト造成費 ・広報宣伝費 ※1 広告宣伝費は補助対象経費の50%以下までとする。 ※2 消費税等は補助対象とならない。なお、計算を簡便にするため、消費税を含む支出に10分の9を乗じた額を補助対象経費とする。	補助上限額：1,000万円 補助率：4/5以内 最低事業費：補助事業に要する経費が300万以上であること。

(注)

- 1 国等行政機関、その他の補助金等と重複する事業は、補助対象外とする。
- 2 県内の市町が事業主体となる場合は、消費税を含めた額を補助対象経費とする。

別表2（第7条第3号関係）

区分	軽微な変更の内容
経費の配分の変更	・ 補助対象経費全体の20パーセント以内の減少となる変更を行う場合 ・ 別表1に掲げる経費区分の相互間において、補助対象経費のいずれか低い額の20パーセント以内の経費を流用する場合
事業の内容の変更	第5条の規定により提出する補助事業計画書に記載の内容について、補助事業の目的達成に支障を来すおそれのない範囲で、事業計画の細部の変更を行う場合

別表3（第9条第2項関係）

報告書期日	報告すべき実施期間
令和9年4月30日	事業終了日～令和9年3月31日
令和10年4月30日	令和9年4月1日～令和10年3月31日
令和11年4月30日	令和10年4月1日～令和11年3月31日
令和12年4月30日	令和11年4月1日～令和12年3月31日
令和13年4月30日	令和12年4月1日～令和13年3月31日
令和14年4月30日	令和13年4月1日～令和14年3月31日